

佐賀市告示第104号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第2条第4項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法について、地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の一覧表を定めたので、次のように告示する。

なお、地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める告示（令和2年佐賀市告示第92号）は、令和3年5月25日をもって廃止する。

令和3年5月26日

佐賀市長 秀島敏行



地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の一覧表
別紙のとおり